

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 106 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	平成 28 年 7 月 21 日（木）午後 3 時から午後 4 時 10 分まで
開 催 場 所	新館 8 階 181 会議室
出 席 者	<委員> 梶 哲教、加茂 保明、馬田 禔紹、安枝 英俊、村津 麻紀、廣島 晃 <幹事> 都市計画部次長、都市計画部参事、都市計画課長、農林水産課係長 <事務局> 開発指導課職員
会 議 次 第	1. 開 会 ・会長あいさつ ・出席状況の報告 ・議事録署名委員の指名 2. 議 案 (1) 法定調査審議事項 都市計画法第 43 条（建築許可）に係る報告 （平成 28 年 6 月許可分、全 3 件） (2) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 区域区分日前の住宅でやむを得ない事由により事前に取り壊された住宅の新築（試行基準 2） (3) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 事業を営む者の住居の近隣に存していない小規模事業所の建築（個別案件） (4) 都市計画法第 3 4 条第 1 4 号による開発審査会付議基準 1 の一部改正について (5) その他 次回開発審査会の開催予定 平成 28 年 9 月 29 日（木） 15：00～
審 議 内 容	(1) 平成 28 年 6 月分許可分について報告がなされた。 (2) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 区域区分日前の住宅でやむを得ない事由により事前に取り壊された住宅の新築（平荘町里 試行基準 2） 許可後報告の形で進めることで了承された。 (3) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 事業を営む者の住居の近隣に存していない小規模事業所の建築（平荘町一

	本松 個別案件 試行基準 8 所定の要件を一部欠く事案) 許可後報告の形で進めることで了承された。 (4) 開発審査会付議基準 1 の一部改正について 建築予定地周辺の市街化調整区域と地縁性の認められる者が自己用住宅を建設する場合において、「宅地」の取得を要件としているが、直系尊属から所有者の地位を承継することが確実な場合を含める。 原案通り了承され、即日施行となった。
--	--